

維持管理計画書

維持管理基準	措置
1)埋立以外に廃棄物が飛散および流出しないように必要な措置を講ずること。	最終覆土により廃棄物の飛散防止及び流出防止する。
2)最終処分場外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	定期的にパトロールを実施し、悪臭、飛散があれば措置を講じる。
3)火災発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消化設備を備えておくこと。	消火器および散水車にて消火する。
4)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	最終覆土を実施する。
5)囲いはみだりに人が立ち入るのを防止することができるようしておくこと。	最終処分場は工場私有地内にあり、みだりに人の立入はない。
6)立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	入口横に表示板を設置する。 表示板の内容に変更が生じた場合、速やかに書き換える。
7)擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれのあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期的に点検を行い、損壊のおそれのある場合防止措置を実施する。
8)産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	1977(昭和 52)年から運用している最終処分場のため実施していない。
9)遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	定期的にパトロールを実施し、異常がないか点検する。破損がある場合は、速やかに必要な措置を講じる。
10)埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することが出来る 2 箇所以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次のように行う。	
イ、埋立開始前に地下水等検査項目、電気イオン伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ※地下水等の汚染の指標として、電気伝導率及び 塩化物イオンの濃度を用いることが適当ではない場合にあっては、電気伝導率及び電化物イオンを除く。	1977(昭和 52)年からの最終処分場のため、測定実績なし。

ロ、埋立開始後地下水検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 ※埋め立てられる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずる恐れがないことが明らかな項目については、測定は要しない。	地下水等検査項目を1年に1回以上測定し、記録する。
ハ、埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定し、かつ記録すること。	電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定し、記録する。
ニ、測定した電気伝導率または塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水検査項目についても測定し、かつ記録すること。	電気伝導率または塩化物イオン濃度を測定し、急激な変化があった場合には、速やかに地下水検査項目を測定し、かつ記録する。
11)地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く	水質の悪化が認められる場合は、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。
12)雨水が入らないように必要な措置を講じられ、腐敗せず、かつ保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように 必要な措置を講ずること。	処分場周辺道路には側溝を設け、処分場に雨水が入らない措置を講じている。
13)調整池を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期的にパトロールし、異常ないか点検する。
14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。イ、放流水の水質が排水基準等に適合することになるように維持管理すること。	定期的に点検を実施し、排水基準等に適合するように維持管理する。
ロ、浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	定期的に点検を実施し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じる。
ハ、放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準に係わる項目について、1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、及び窒素について、1月に1回以上測定し、かつ記録すること。 ※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生じる恐れがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。	排水基準に係わる項目について、1年に1回測定し、記録する。水素イオン濃度、COD、SS、及び窒素について、1月に1回測定し、記録する。

15)地表水が埋立地への流入を防止することが出来る処分場周囲に敷設された開渠及びその他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな 除去あるいはその他必要な措置を講ずること。	堆積した土砂等を速やかに除去する。
16)通気設備を設けて埋立地から発生ガスを排除すること。 ※雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効果を有する覆いにより閉鎖すること。	ガスが発生する廃棄物は埋立していないため通気設備は設置していない。
17)埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね 50cm 以上の土砂等の覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 ※雨水が入らないように必要な措置が講じられる。埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。	厚さ 4.7m の覆土により開口部を閉鎖している。
18)閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止する ために必要な措置を講ずること。	覆いの定期的な点検を行い、損壊があった場合は補修を行う。
19)埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の記録を作成し、廃止までの期間保管すること。	埋め立てた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録は施設廃止まで保管する。
20)埋立地から浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することの出来る 2 以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	
イ、埋立開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。	1977(昭和 52)年からの最終処分場のため、測定実績なし。
ロ、埋立処分開始後、1 年に 1 回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。 ※埋め立てられる産業廃棄物の種類並びに保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、測定を要しない。	埋立処分開始後、1 年に 1 回ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録する。
21)地下水の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※原因が当該最終処分場以外にあることが明らかで	地下水の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。

あるものを除く。	
22)最終処分場基準省令の規定により設けられた浸出液処理設備維持管理は次により行うこと。	
イ、放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号)別表第 2 の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度(法第 1 条第 2 項第 7 号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては当該数値)に適合するよう維持管理すること。 ※放流水に係わるダイオキシン類の排水基準は 10 pg-TEQ/ℓ	放流水の水質がダイオキシン類の許容限度に適合するよう維持管理をする。
ロ、放流水についてダイオキシンに係わる水質検査を 1 年に 1 回以上行い、かつ記録する。	ダイオキシン類にかかわる水質検査を1年に1回行い、記録を保管する。
23)維持管理積立金を積み立てること。	平成 20 年 3 月 31 日に埋立を終了しており、現在維持管理積立金は積み立てしていない。
24)残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ記録すること。	平成 20 年 3 月 31 日に埋立を終了しており、現在残余の埋立容量は測定していない。
25)廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の埋立てについて、埋立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に廃石綿または石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿又は石綿含有産業廃棄物を埋立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の埋立てはない。